

議案第61号

大口町有機資源保管所の設置及び管理に関する条例の制定について

大口町有機資源保管所の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年9月4日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町有機資源保管所の設置及び管理に関し、この条例を制定するため必要があるからである。

## 大口町有機資源保管所の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき大口町有機資源保管所（以下「保管所」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年大口町条例第7号）の規定による資源循環型社会の形成に向けた施策の一環として、剪定枝、草、竹その他規則で定めるもの（以下「有機資源」という。）の保管所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 保管所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大口町有機資源保管所
- (2) 位置 大口町御供所一丁目10番地

(施設の管理)

第4条 町長は、保管所の管理を委託することができるものとする。

(搬入できる有機資源)

第5条 保管所に搬入することができる有機資源は、町内で発生したのものとする。ただし、規則で定める有機資源は搬入できない。

(搬入の制限)

第6条 保管所への有機資源の搬入については、規則で定める搬入の回数を超えてはならない。

(利用者の責務)

第7条 保管所を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、その利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定に従わなければならない。

(利用の制限等)

第8条 町長は、利用者が前3条又は次の各号の規定に違反していると認めたとき

は、利用者に対し、保管所の利用を制限し、又は利用させないことができる。

(1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) その他、保管所の管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第9条 利用者が故意又は過失によって、保管所の施設又は備品をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当ではないと認めたときは、この限りではない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

# 制 定 要 旨

## 1 制定の目的

資源循環型社会の形成に向け、剪定枝、草、竹等（以下「有機資源」という。）の有効活用を行うための施策の一環として、平成18年12月より大口町有機資源保管所（以下「保管所」という。）を開設、運用を行っております。保管所の利用者に関しても年度ごとに増加しています。しかし、その半面、当初の目的とは違う町外の土地からの搬入や個人で造園業を営む方と思われる搬入等が見受けられるようになりました。これらを是正すべく、これまで仮置き場としての位置付けであった保管所を公の施設として位置付けるとともに、保管所の管理に関し必要な事項を定めます。

## 2 制定の概要

保管所の設置及び管理について

### (1) 保管所の位置（第3条関係）

保管所は、大口町御供所一丁目10番地に設置します。

### (2) 保管所に搬入できる有機資源（第5条関係）

保管所に搬入できる有機資源は、町内で発生したものとしします。

### (3) 搬入の制限（第6条関係）

保管所への搬入に対し、回数の制限を設けます。

### (4) 利用者の責務と利用の制限等（第7条、第8条関係）

利用者の責務を明確にし、条例の規定に違反した利用者に対する利用の制限等を行います。

## 3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。

## ○保管所の運用

### 1 開所日時（規則第 条及び第 条関係）

火曜日、金曜日、日曜日（12月29日から翌年の1月3日までは除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までは除く。）

(1) 但し、受付は午前、午後いずれも終了時の15分前までとします。

(2) 開所日が祝日となる場合や雨天でも利用できます。

### 2 利用の手続き（規則第 条関係）

搬入前に必ず保管所受付にて、自己の住所、氏名及び資源発生場所等を保管所利用申込書に記入するとともに、併せて、身分を証明する書類を係員に提示するものとします。

### 3 搬入できない有機資源（規則第 条関係）

下記に掲げる有機資源は搬入できません。

(1) 法人（国及び地方公共団体は除く。）が所有、占有又は管理する土地から発生したもの

(2) 有機資源の剪定、除去又は運搬により対価を得る者（ボランティア、地域の活動団体等は除く。）が搬入するもの

(3) 資源化に適さないもの

(4) 長さ2メートル超又は直径30センチメートル超のもの

### 4 搬入回数（規則第 条関係）

1日につき3回までとします。

### 5 利用制限（条例第8条関係）

利用に対して、町外の土地からの搬入など条例及び規則の規定に違反した場合は、調査した上で、以後、保管所への利用ができなくなるなど、利用者に対し利用の制限を行います。